令和5年度第1回農業委員会総会議事録

開会月日		令和5年4月25日(火)		開議の時刻 午前 10 時 30 分			
場所		市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻 午前 11 時 36 分			
議長		東松山市農業委員会長 野村 孝行					
委員の出席状況							
曲辰 業 天安 昌八	席次番号	氏 名	摘要	席次番号	氏 名	摘要	
	1	松崎昭三	出席	7	藤野 香織	出席	
	2	杉浦 勉	"	8	松本 禮子	IJ	
	3	島田 安三	"	9	荒川 光明	IJ	
	4	千葉 有美子	JJ	1 0	久保田 節子	IJ	
	5	宇津木 昭一	JJ	1 1	野村 孝行	IJ	
	6	鹿田明	11				
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘要	担当地区	氏 名	摘要	
	松山	加藤 周二	出席	高坂	木村 正雄	出席	
		利根川 里美	JJ		坂上 夏苗	IJ	
	大 岡	大木 幹雄	JJ		田口豊	IJ	
		橋本 隆	II	野本	新井 勝美	IJ	
		宮永 貞夫	II		飯嶋 徳造	IJ	
委員	唐 子	戸井田 貞義	11		加藤 喜之	<i>II</i>	
		山田 弘明	II		山下 哲生	<i>II</i>	
		小澤 謙一	II				
議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他					
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議事参与者					
事務局		氏 名	摘要				
事務局長		松﨑 一祐	出席				
副主幹		荒能 豊	"				
主 任		福島 誠	IJ				

議案	議事順末			
戒 禾	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			
	1 開 会	副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を 宣言する。		
	2 議事録署名委員の選任について			
議案第1号 農地法第5条	3 議 事	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件に ついて		
の規定は承認の件		1番の申請について 松山地区・千葉委員より、1番の申請について、京都府京都市に所在する申請人(受人)としての法人より、松本町1丁目在住の申請人(渡人)外14名が、大字松山地内に所有する農地(畑20筆)を、分譲住宅建築のため、所有権を農態したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、分譲住宅建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 島田委員より、渡人の中に法人があるが、これは時効取得で所有権を得たもの。時効取得の申請が法務局に出さ事案とされた。 島田委員より、渡人の中に法人があるが、これは時効取得で所有権を得たもの。時効取得の申請が法務局に出さ事案とされた。 事務局より、登記申請の義務者または権利者に事情聴取し、20年以上前に売買した旨確認し、その内容を県に報告した旨の回答がなされた。 島田委員より、法務局から通知が来たら、時効取得の要件を満たしているか確認をする必要がある。他の農業委員会の対応について調べたが、浜松市などは事務処理要領を設け、20年以上農地として耕作しているか等、民法の要件より踏み込んだ調査をしている。また、事務局だけでなく農業委員も調査に参加している。時効取得について、単に20年経必要ではないか。そのため、東松山市も、時効取得の事務処理要領を設けること、時効取得として適正化の判断について、務局だけでなく農業委員も加わること、総会の際に議案あるいは報告案件とすることを提案する旨の発言がなされた。事務局より、時効取得の取扱いについて、県内の他市の状		

況等を確認した上で、県や農業会議と相談していきたい旨回 答がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2番の申請について

松山地区・千葉委員より、2番の申請について、川越市に 所在する申請人(受人)としての法人より、大字松山在住の 申請人(渡人)が、大字松山地内に所有する農地(畑1筆) を、分譲住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請 がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理 されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている 区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種 農地と判断され、分譲住宅の必要性が認められるため、事情 やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3番の申請について

松山地区・千葉委員より、3番の申請について、熊谷市在住の申請人(受人)より、大字東平在住の申請人(渡人)が、大字東平地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4番の申請について

松山地区・千葉委員より、4番の申請について、大字東平在住の申請人(受人)より、大字東平在住の申請人(渡人)が、大字東平地内に所有する農地(畑1筆)を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、分譲住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番の申請について

松山地区・千葉委員より、5番の申請について、殿山町在住の申請人(受人)より、大字東平在住の申請人(渡人)が、大字東平地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6番の申請について

松山地区・千葉委員より、6番の申請について、大字東平在住の申請人(受人)より、大字東平在住の申請人(渡人)が、大字東平地内に所有する農地(畑1筆)を、専用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7番の申請について

松山地区・千葉委員より、7番の申請について、比企郡川島町在住の申請人(受人)より、大字野田在住の申請人(渡人)が、大字野田地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8番の申請について

松山地区・千葉委員より、8番の申請について、静岡県葵 区在住の申請人(受人)より、松山町1丁目在住の申請人(渡 人)が、松山町2丁目地内に所有する農地(畑1筆)を、自 己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請 がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理 されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている 区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種 農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事 情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

9番の申請について

松山地区・千葉委員より、9番の申請について、大字上野本に所在する申請人(受人)としての法人より、松山町3丁目在住の申請人(渡人)外2名が、松山町3丁目地内に所有する農地(畑5筆)を、専用住宅(分譲住宅)に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅(分譲住宅)の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

10番の申請について

松山地区・千葉委員より、10番の申請について、入間市に 所在する申請人(受人)としての法人より、大字市ノ川在住 の申請人(渡人)が、大字市ノ川地内に所有する農地(畑6 筆)を、分譲住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の 申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全 管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんして いる区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2 種農地と判断され、分譲住宅の必要性が認められるため、事 情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

11番の申請について

大岡地区・藤野委員より、11番の申請について、比企郡川島町在住の申請人(受人)より、大字大谷在住の申請人(渡人)が、大字大谷地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅建築の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し

た。

12番の申請について

唐子地区・荒川委員より、12番の申請について、ふじみ野市に所在する申請人(受人)としての法人より、大字石橋住の申請人(渡人)外2名が、大字石橋地内に所有する農地(畑3筆)を、分譲住宅(20棟)に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、分譲住宅(20棟)の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

13番の申請について

唐子地区・荒川委員より、13番の申請について、大字上野本に所在する申請人(受人)としての法人より、大字石橋住の申請人(渡人)外6名が、大字石橋地内に所有する農地(畑8筆)を、分譲住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、分譲住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

14番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、14番の申請について、大字毛塚在住の申請人(受人)より、大字毛塚在住の申請人(渡人)が、大字毛塚地内に所有する農地(畑2筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

15番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、15番の申請について、松山町1 丁目に所在する申請人(受人)としての法人より、大字田木 在住の申請人(渡人)が、大字田木地内に所有する農地(田2筆)を、学童保育所に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、学童保育所の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

16番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、16番の申請について、北足立郡伊奈町在住の申請人(受人)より、大字西本宿在住の申請人(渡人)が、大字西本宿地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

17番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、17番の申請について、松風台在住の申請人(受人)より、大字西本宿在住の申請人(渡人)が、大字西本宿地内に所有する農地(畑2筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

18番の申請について

野本地区・杉浦委員より、18番の申請について、若松町2 丁目在住の申請人(受人)より、大字下野本在住の申請人(渡人)が、大字下野本地内に所有する農地(畑1筆)を、自己 用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなさ れた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されて いる。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、 農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判 断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを 議案第2号 農用地利用集 積事業による 利用権設定承

認の件

議案第3号 農用地利用集 積等促進計画 (案)の件

報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報

告の件

得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第2号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の 件について

議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 内容審議の結果、73筆の利用権設定を承認した。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の件について

野村議長が利害関係者のため、久保田職務代理が議長を代理する。

議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第19条第3項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。

島田委員より、今まで利用権で利用集積計画として地権者が中間管理機構に農地を貸し、中間管理機構が配分計画として耕作者に農地を転貸してきたが、2年後から基盤法による利用権設定がなくなる。今後はどのような手続きとなるのか、との質問がなされた。

市農政課より、県の計画として、令和6年度から、中間管理事業の手続きについて促進計画に一本化したいようだが、その点について、市農政課も事務手続き方法など検討していきたい旨の説明がなされた。また、地権者が中間管理機構に農地を貸し、中間管理機構が耕作者に転貸する流れは変わらないが、それがすべて促進計画で一本化され、今後は地権者と耕作者がいる状態で促進計画を作るようになる旨の説明がなされた。

議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」と して、これを承認した。

事務局報告案件

野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。議長は事務局に説明を求める。

農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する

	1			
	農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、8件を確認する。			
その他	農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和5年5月25日(木) 午前10時20分~ 会 場 市総合会館3階 303会議室 午前11時36分議長は今回上程した議案について審議を終 了した旨を告げ、令和5年度第1回総会を閉じた。			
	以上の顚末に相違ないことを証するため署名する。 令和5年5月25日			
	議長 野村 孝行			
	委員 杉浦 勉			
	委員 島田 安三			